

福井工業大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福井工業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、福井工業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学を設置する学校法人金井学園の建学の精神及び大学の理念が明示され、大学の使命・目的及び教育の目標が階層的に整理され明示されている。「教育第一主義」「ものづくり」「すべてを学生のために」を大学の個性・特性のキーワードとして、大学の使命・目的などにも一貫している。社会の変化に適応するために、国際化に素早く取組み、また単科大学から3学部8学科への改組計画が進行中である。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーには、学科ごとに求める学生像が明確に定められている。全学科共通のカリキュラムポリシーに加え専門分野も明確にされ、学内外に明示している。教育課程の見直しは教務委員会が対応し、FD(Faculty Development)活動も積極的である。

単位認定、卒業・修了認定、成績評価などは、学生便覧及びシラバスに明示され、GPA(Grade Point Average)も導入されている。キャリア教育は、教職協働の支援体制のもと、導入教育やインターンシップなどを実施し、キャリア形成に貢献している。就職支援体制は、年次的・段階的に築かれている。また、大学独自の奨学金も充実している。

教員の資質・能力向上への取組みについて、積極的な教員評価、授業評価アンケート、授業公開、FDシンポジウムの開催などのFD活動も活発である。

校地、校舎、実習施設及び図書館などの教育環境に問題はなく、図書館の開館時間も配慮がされ、バリアフリーの状況も概ね良好である。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人の経営及び大学の運営は適正である。理事会及び常任理事会は定期的を開催され、戦略的な意思決定に問題はない。大学の意思決定は「大学運営協議会」が中心的な役割を担い、副学長に加えて2人の学長補佐が学長を補佐する体制が整備されている。また、業務の遂行に必要な規定が整備され、適切な組織編制及び職員配置となっている。

平成20(2008)年度以降、収支均衡が厳しい状況にあるが、収支改善に向けての姿勢は評価できる。学部・学科改組を確実に進め学生確保を安定化させるとともに、経費の削減及び科学研究費助成事業などの外部資金の確保に成果を挙げていることから、収支均衡の改善と確保が期待できる。

会計は、学校法人会計基準及び学内規定などにに基づき適切に処理されている。二重のチェックにより予算統制も機能している。また、監事監査、公認会計士による会計監査及び内部監査も実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は適正に実施されている。自己点検・評価体制は、点検評価をする委員会と改善計画を推進する委員会との二本柱の体制で構成されている。また、自己点検・評価の全学的な重要課題と取組みは、毎年度「学園報」に掲載され、情報の公表も適切に行われている。理事会に対し改善施策の実施及び改善状況が報告されている。また、教職協働体制のもとで IR(Institutional Research)に着手した。よって、学内に PDCA サイクルの仕組みが機能している。

総じて、大学の使命・目的を明示し、教務上・学生支援上の制度の充実に取組みながら、教職協働による不断の自己点検・評価の姿勢は評価できる。学生募集は厳しい状況であるものの、中長期の経営計画を立案し、学長のリーダーシップのもとで、地域社会と連携し、新たな学部・学科改組に向けて大学全体としてまい進している。その結果、学生を安定的に確保することが期待できる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学を設置する学校法人金井学園の建学の精神は「悠久なる日本民族の歴史と伝統とに根ざした愛国心を培い、節義を重んずる人格の育成、科学技術の研鑽に努め、以て人類社会の福祉に貢献する」と寄附行為第 3 条に明記されている。この建学の精神を縮約した大学の理念は「健全な人格を身に付けた実践的な技術者を育成し、社会に送り出すことを通して社会の発展と繁栄に寄与すること」と明確に明示されている。この基本理念を具現化し、育成すべき人材像を使命・目的として明文化し、使命・目的を達成するための教育方針、その教育方針に基づいた教育目標が明示され、階層構造が整然と整備されている。

建学の精神をはじめとした大学の使命・目的などは、具体的に簡潔な文章で明文化され、学内に掲示されるとともに、学則、学生便覧、大学要覧などの大学出版物及びホームページにも明記されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特性として、人格・教養のバランスを身に付け、「教育第一主義」を特色とし、「ものづくり」に喜びを感じることができる実践的な技術者の育成を掲げている。また、これを実践するために「すべてを学生のために」をモットーに教育を行っている。これを受けて、大学の目的などが明確に定められており、大学学則及び大学院学則へ教育目的が明示され、学校教育法第 83 条及び大学設置基準第 2 条に適合している。

社会のグローバル化という変化に対応するため、海外大学との交流強化にも積極的で、「インターナショナルセンター」を平成 24(2012)年に設置し、平成 26(2014)年に組織を見直して現在に至る。また、留学生の受入れだけでなく、英語で会話ができる技術者の養成のため、英語教育プログラム「SPEC」(Special Program for English Communication)を平成 25(2013)年度から立上げ、就職先企業のグローバル化を推進する人材の育成に大きく寄与している。学部・学科構成を社会の変化やニーズに適応するために見直し、現在の工学部の単科大学から 3 学部 8 学科への改組計画が進行中である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的を明記した学則の制定・改正は理事会で審議・決定されており、役員及び教職員の関与が確認できる。使命・目的を達成するための教育方針などは学生便覧及び「学びの指針」という印刷物の配付に加え、全教職員が出席する教職員説明会において学内に周知されている。また、学外に対しては、ホームページ及び「福井工業大学要覧」などにより周知を図っている。

中長期計画として、平成 21(2009)年に「Action Plan60」、平成 26(2014)年に「第 2 次中期経営計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」が策定され、三つのポリシー（ディプロマ

ポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー) と教育目的ともに反映されている。

大学の使命・目的及び教育目的を反映された教育研究組織は、専門教育だけではなく、文理融合領域を含める「基盤教育機構」が整備されている。この他に、学生支援、国際交流及び情報処理などの六つのセンター及び「FUT 福井城郭研究所」「アイソトープ研究所」という二つの研究所が設置されている。

【優れた点】

○大学、高校、中学校それぞれの機関で決定された事項や法人全体の財政状況に関する課題などについて、月 1 回開催の全教職員が一堂に会する職員会議において経営方針とともに理事長より周知されていることは高く評価できる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学・大学院のアドミッションポリシーは、学科ごとに明確かつ具体的に定められ、また求める学生像も具体的に説明されている。これらのアドミッションポリシーは、入学試験要項、ホームページに掲載され、積極的に周知されている。

オープンキャンパス、学校案内等のガイドブック、保護者を対象とする大学案内等さまざまな広報活動を行う一方、学部改組や学科名称の変更、入学定員の見直しにより定員充足率の向上を図っている。

AO 入試、推薦入試、一般入試に大別して入学生選抜を行っている。AO 入試と推薦入試については基礎学力のみならず課外活動の経験なども含めて面接を行い、進学意欲を考慮した選抜を行っている。

【参考意見】

○工学部原子力技術応用工学科の収容定員充足率が低いので、定員充足への更なる努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の教育方針及び教育目標を踏まえ、教育課程編成方針が明確に定められており、更に各学科では、全学科共通の教育課程編成方針に加え専門分野の教育課程編成方針を明確に定め、入試要項、「学びの指針」やホームページを活用し、学内外に積極的に明示している。

教育課程の点検・見直しを図るため、教務委員会のもとに8部会とキャリア支援委員会を設置している。特に基盤教育と専門教育の連携に力点を置いた見直しを行っている。

習熟度別クラス編成により教育効果を高める取組みを行っている。授業公開などのFD活動により、授業内容・方法の改善を行っている。また、単位のキャップ制を設けている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「すべてを学生のために」をモットーに、学生の学修支援の実質化と教員の教育・指導力向上のために、教職協働で「教員ハンドブック」を刊行しており、これにより学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を明確化している。

学生支援体制として、「情報システムセンター」「学生生活支援室」「学習支援室」「キャリアセンター」等が設置・整備されている。十分な数のTAを採用し、学修支援及び授業支援の充実を図っている。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、「S/Tチャトルノート」を実施している。必修科目の出欠管理を厳格に行い、2回連続欠席者に迅速に対応をとるなどの学修支援体制を整備している。また、中途退学者、停学者及び留年者へ個別に特別指導を行っており、丁寧な対応をとっている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定等は学則及び学生便覧に明確に規定されている。成績評価については学生便覧に、また各科目の評価方法・基準についてもシラバスに定められており、基準に基づいた運用が行われている。

学修の質の公平な評価のために GPA を導入しており、これを履修指導、大学院推薦、就職活動、奨学金貸与等に有効利用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

職業的自立を目的に、キャリア教育を行うためのキャリアセンターを設置してキャリア支援委員会を中心とした教職協働による支援体制を整備している。キャリア支援のための教育課程について、導入教育として「キャリアデザイン」「コンピュータリテラシー」から「地域共生学」など広範囲をカバーした上で「インターンシップ」に至るキャリア形成科目が開講されている。インターンシップについては、職場での職業体験の前に事前研修を行い、事後も成果発表を行うなど充実した内容として整備されている。

教育課程外の就職支援についても就職支援課員を中心に 1・2 年次でのキャリアデザインのための動機付け、3・4 年次での就職試験対策講座、エントリーシートや履歴書の書き方等のキャリア支援体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目標の達成状況について、「学生チャートシステム」により出席状況把握等の学生に個別に対応できるシステムが構築され、GPA を用いた学修成果・達成度を点検・評価する仕組みが機能している。この他に大学独自の取組みとして、入学時に実施する「プレースメントテスト」による習熟度別クラス編成、1 年次の前期末に行う「学力検証試験」、3・4 年次の「学びの指針」に示された基準・方式により学修到達度を検証する確認試験等が制度化されている。

学修指導等の改善に対する施策として、毎学期科目単位で「自分自身の受講態度」「授業内容について」「教員について」「総合評価」について学生アンケートを実施し、調査結果を各教員にフィードバックする制度が機能している。また、卒業生が就職した企業に対してアンケートを実施することで、企業の視点からの教育目標の達成状況の点検・評価も行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活を支援するための施設として「情報システムセンター」「学習支援室」「キャリアセンター」「図書館附属ラーニングコモンズ」などが整備されている。課外活動、保険、奨学金、学籍管理等の学生生活全般に係る業務は、学務課を中心に支援体制が整備されている。また、教員を含めた学生委員会が設置され、学生の退学・除籍及び補導・援護や賞罰等の支援体制が整備されている。

大学独自の多数の奨学金制度を設けており、学生に対する経済的支援を十分に行っている。また、学生の課外活動に関して、活動費の支援や教職員の部長・顧問配置による指導体制の整備などの支援を適切に行っている。このほか医務室や学生生活支援室を設置し、学生に対する健康診断、心的支援、生活相談なども適切に行っている。

学生からの意見・要望の把握とその結果の活用に関して、学生の意見をくみ上げるシステムとして全学生対象アンケートを実施し、この結果を学生サービスの改善に反映させている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の確保と配置に関して、いずれの学科においても必要な教員数を確保している。また、専任教員の年齢構成も概ねバランスがとれた構成となっている。

教員の資質・能力向上への取組みに関して、教員評価の適正化を図るため、職務調整委

員会による「職務貢献度」のポイント化の試み、その点検結果による「教員評価・職務調整委員会」への名称変更を伴う組織改革など、教員評価に対して積極的に取り組んでいる。また、FD活動として、学生による授業評価アンケート、授業公開、FDシンポジウムを開催し、「FD推進委員会活動報告書」を作成するなど活発な運営がなされている。

教養教育について、英語教育の充実・強化に努力しつつ、郷土の歴史・産業・文化を学ぶ地域に根差した教養教育の充実にも取り組んでいる。また、「Fレックス」（福井県内大学間連携プロジェクト）をはじめとする福井県が実施している取組みに積極的に参画している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、実習施設、図書館等の教育環境は、設置基準を上回る面積があり十分な教育環境を有している。また、図書館は図書他に定期的な刊行物、視聴覚資料、データベースを有し、平日は 22 時まで開館しており十分な教育環境を提供している。更にそれらの管理についてもバリアフリー化や耐震化を進めるなど適切に行っている

授業を行う学生数の管理について、少人数クラスによる授業を数多く実施するなど、教育効果を十分に上げられるような工夫をしている。実験・実習設備に関して適切な作業環境が確保されている。このほか、授業の合間に学生がくつろぎ、自習できるオープンスペースが確保され有効に機能している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の経営及び大学の運営について、寄附行為、学則及び就業規則等、並びに法令に基づいて適正に運営されており、その姿勢は適切かつ誠実である。

大学の使命・目的の実現のため、平成 21(2009)年に「Action Plan 60」を策定し、引続き「第 2 次中期経営計画」を策定など、継続的に検証して見直している。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令等を遵守しており、これに関連する問題は見当たらない。学内規定等について、危機管理、ハラスメント、個人情報、公益通報等の規定等は整備され、大学での環境保全、人権及び安全に配慮されている。

教育機関としての公益性、公共性に基づく教育情報・財務情報は、ホームページをはじめ学内外に開示されている。今後、予算書及び事業計画書等の開示についても準備を進めている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、定期的開催され、大学の事業計画・予算編成、学則改定、事業報告・決算報告等、法人の業務を決する機関として位置付けられており適切に運営されている。また、法人が設置する他の学校の問題も含めて、理事会を補完するために「常任理事会」が設置されて調整連絡が円滑に機能している。それ以外の迅速に対応を要する事項については、権限と責任が明確に規定されており、遅滞なく意思決定が可能な体制が整えられている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定について、学長が招集する大学運営協議会が主導的な役割を果たしている。大学運営協議会は、教職協働体制のもとに運営されており、大学運営上の重要な事項を協議している。教授会は「教授会規程」が規定され大学運営上重要な事項について審議するとともに、諮問機関として位置付けられている。大学運営協議会と教授会の役割は明

確にされ、円滑に運営されている。

学長は大学運営協議会及び教授会それぞれに出席している。また、大学運営上重要な事項は、大学運営協議会での協議を経て教授会に意見を求め、教授会では慎重に審議し、学長はこれらを受けて意思決定を行う体制が整備されている。

学長を補佐する体制として、副学長のほかに学長補佐を2人設置している。学長補佐それぞれが教学に関する重要事項を担当し、学長のリーダーシップが発揮されやすい体制となっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事である学長は、経営側と教学側の橋渡し役を担っており、理事会とのコミュニケーションは円滑かつ迅速である。理事会は年4回程度の開催であるが、常任理事会が補完しており、経営の意思決定は円滑に行われている。

法人の運営は私立学校法及び寄附行為に準拠して行われている。また、大学の運営は、大学運営協議会が大学全体の調整に中心的な機能を果たし、ガバナンス上の問題は見当たらない。

理事長から教職員全員に対して、毎年の年賀式及び毎月の職員会議において、法人の指針や現状などの説明があり、組織全体のコミュニケーションは機能している。

また、法人全体を横断的に組織した教職協働のワーキンググループが設置される「学園プロジェクト」があり、学生生活支援、学生利用施設の活用・改善計画、事務改革の推進、SD(Staff Development)強化などに大きな効果を挙げている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「管理規則」及び「事務分掌規程」が定められ、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制と職員配置により業務が効率的に執行できる体制が確保されている。「決裁権限規程」により決裁権限を明確に定め、業務の効率的な執行体制が確保されている。また、業務執行の円滑・効率化を実施するための理事会・評議員会のほか、常任理事会の開催、大学運営協議会を設置し意思決定の機能性が確保されている。

職員の資質向上として、新入職員を対象とする研修会の開催など職位に応じた研修会を開催し、業務改善等に寄与している。また、年度初めには教職員全員を対象に、学長より当該年度の大学の方針等について説明がなされ、教育の質的向上等について周知徹底が図られている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

教育・研究活動を支えるための財政基盤の強化を目的として、平成 21(2009)年度に「Action Plan 60」、平成 26(2014)年度には、前期の経営計画の検証により「第 2 次中期経営計画」が策定されて、その計画に基づき各年度の事業計画が実施され適切な財務運営が確立されている。収支状況は依然として厳しい状況ではあるものの、学生募集の強化による学生生徒等納付金収入の確保と人件費や管理経費の削減施策が実施されており、収支バランスが改善され安定した財務基盤の確立が進められている。

また、科学研究費助成事業等の外部資金導入については、「地域連携研究推進委員会」を中心に説明会等を開催し、獲得に向けて一定の成果を挙げている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算編成は各部門の事業計画に基づき編成されており、その会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人金井学園 経理規程」「学校法人金井学園 経理事務取扱要領」に基づき、部署単位で適正に行われている。予算執行に際しては、二重チェック体制による不正防止や、物品購入や請負契約によるものは特定の部署による一元管理が行われており、予算統制が適正に行われている。また、監事による監査、公認会計士による会計監査、更に総務

部職員による内部監査が実施されており、監事監査、会計監査、内部監査の三様監査の体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を学則に定め、その目的を達成するため自ら点検・評価を行うものとしている。自己点検・評価の取組みは、平成 10(1998)年度より学長を委員長とする「自己評価委員会」が設置され、①すべてを学生のために②地域社会との連携の育成③学生の教育研究に対する将来展望一を活動方針とし、自主的・自律的な体制のもと実施されている。平成 17(2005)年度に「福井工業大学 自己評価委員会規程」を制定し、自己評価・点検活動を推進する「点検・評価委員会」と点検・評価に基づく改善・向上を推進する「改善推進委員会」の二つの機能を有する専門委員会により適正に実施されている。

また、自己点検・評価の全学的な重要課題と取組みは、毎年度「学園報」に報告され、平成 12(2000)年度以降、3年に1回の割合で「自己点検・評価」とその取りまとめが行われている。「自己点検・評価」と「改善推進の PDCA」の活動の実効性を高めるため、平成 26(2014)年度より教職協働の体制で IR のワーキンググループを設置し活動を開始している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各部署で継続して累積したデータに基づき規定及び根拠資料と照合

しており、客観性と透明性が確保されている。現状把握のための調査・データは、日常的に本部、大学事務局及び委員会により集積され、「点検・評価委員会」において分析・改善提案等が組織的に行われている。また、自己点検評価報告書は教職員へ配付されるとともに、ホームページにも公開されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を達成するために、「点検・評価委員会」と「改善推進委員会」が設置されており、「点検・評価委員会」による調査・報告及び改善提案は、「改善推進委員会」を中心に改善施策の実施と改善状況が理事会に報告される仕組みとなっている。

また、「点検・評価委員会」は、「改善推進委員会」により改善提案の実施のチェックと自己点検・評価を担っており、これら二つの委員会の活動をチェックする機能として学長を委員長とする「自己評価委員会」が設置されており、PDCA サイクルの仕組みと機能性が確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献活動

A-1 大学が持っている知的資産及び物的資源の地域社会への提供

A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供

A-1-② 企業、自治体等との連携・協力

A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

A-1-④ 大学施設の開放

【概評】

「未来塾 講演会」（一般市民対象）「未来塾 キッズキャンパス」（小学生対象）「公開講座」（一般市民対象）及び「市民ふれあい教室」（少人数編制）が長年にわたり開講され、かつ数多くの参加者を残しており、建学の精神にある「地域社会への貢献」を広く実践していることは評価できる。

また、「未来塾 キッズキャンパス」「科学実験キャラバン」、出前講義・出前実験等は、子ども達の理科・科学への興味を喚起・促進する活動として実施されており、評価できる。中でも「科学実験キャラバン」、出張講義・出前実験等は学生参画の活動であり、学生の教育の観点からも効果が大きいと考えられる。

地域社会との連携では、「産学共同研究センター」を設置し、共同研究の推進、新技術の

福井工業大学

企業への移転、大学と企業との人的交流と技術連携を推進しており大いに期待できる。また、他大学・高等学校との連携・協力においても、「F レックス」として平成 20(2008)年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択され、教育機関の垣根を超えた交流に努めていることは評価できる。

日本の近世城郭や城下町とまちづくりを総合的に研究する「FUT 福井城郭研究所」は、他に類を見ない取組みとして高く評価できる。

大学施設開放の一環として、地域社会への図書館利用カードの発行、図書館ネットワークによる貢献、「FUT 福井城郭研究所」の一般開放などを実施しており、これも社会貢献に大きく寄与している。

